

# 岡山県自然環境保全審議会

( 自然保護部会 )

平成 2 4 年 3 月

岡 山 県

# 目 次

## (諮問事項 1)

指定希少野生動植物の指定について . . . 1～3

## (諮問事項 2)

保護推進指針について . . . 4～5

参考資料 . . . 6～8

## 指定希少野生動植物の指定について

### 1 指定しようとする希少野生動植物の名称等

区分	名 称	生息地
動物	カワバタモロコ	岡山市、倉敷市

### 2 指定の理由

カワバタモロコについては、人為の影響による生息地の状況の悪化等により、生息数は著しく減少していると考えられ、その存続に支障を来していることから、嚴重な保護対策を講じるとともに、生息環境の維持を図り、乱獲等の防止策を講じる必要がある。

本種について、岡山県版レッドデータブックの編纂に携わった専門家等で組織する岡山県野生動植物調査検討会（会長 千葉喬三就実学園理事長）において、分布調査等を実施した。

さらに、指定に向けて、専門家や関係者から意見を聴いて保護のあり方を検討するとともに、地元自治体等とも調整を図っている。なお、2月7日に指定案を公示し、21日まで縦覧に供したが、意見書の提出はなかった。

### 3 指定の効果

指定希少野生動植物の生きている個体（卵及び種子を含む。）は、捕獲、採取、殺傷又は損傷することが原則禁止される。ただし、学術研究、繁殖の目的、教育の目的等による捕獲等は、例外として許可することがある。

許可を得ずに捕獲したときは、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金が科せられる。

### 4 保護のための方策

保護推進指針を定め、保護の目的や保護の推進に関する事項を明らかにするほか、当該指定種の保護に熱意と見識を有する者を希少野生動植物保護専門員に委嘱し、啓発や助言等を行っていただくとともに、生育地区等で必要な巡視を行う指定希少野生動植物保護巡視員を委嘱するなど、県民等との協働により保護に取り組むこととしている。

**カワバタモロコ**

*Hemigrammocypris rasborella* Fowler

岡山県：絶滅危惧Ⅰ類  
環境省：絶滅危惧ⅠB類

コイ目  
コイ科

**選定理由**

河川・水路の改修による生息環境の悪化や繁殖に重要な岸辺植生の消失により、生息地と個体数の減少が著しい。

**存続を脅かす要因**

池沼開発、河川開発、用水路改修、川相変化、湿地開発、土地造成、外来種食害、水質汚濁、農薬汚染、個体群の細分化

**分布状況**

岡山県では主に県南部に生息。静岡県以西の本州太平洋側、四国瀬戸内側、九州北部に分布。

**生息情報**

体長4 cm。体高がやや高く、口は斜め上に開き、ひげはない。繁殖期の雄は体が金色に輝く。流れの穏やかな小河川や水路、ため池に生息。砂泥底や泥底で植物が繁茂する場所を好むが、著しい汚泥の堆積や水質汚染は本種の生息を妨げる恐れがある。繁殖には、岸辺の植物帯が重要と考えられる。河川・水路・ため池の改修で、岸辺の植生が失われないように配慮が必要である。

**特記事項**

岡山県は本州における分布の西限にあたる。



撮影：阿部 司



(阿部 司・江木 寿男)

# カワバタモロコ分布調査概要

## 1 調査実施状況

### (1) 調査時期

- ・平成21～22年度

### (2) 調査内容

#### ① 文献等による調査

- ・既存データ、聞き取り、文献調査によるカワバタモロコの分布調査の結果、瀬戸内市、和気町、岡山市、倉敷市、総社市、勝央町での記録が得られた。
- ・和気町、勝央町については、当時の写真や標本などの客観的な証拠は確認できず、分布の非連続性も考慮すると、人為的移入の可能性やヌマムツやタモロコ等形態の類似した種の誤認の可能性が大きく、安定的な在来個体群が存在している可能性は低いと思われる。

#### ② 現地調査

- ・岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、新見市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、浅口市、美作市、和気町、早島町、里庄町、矢掛町、勝央町の403地点で現地調査を実施した。
- ・現地調査による生息確認は岡山市、倉敷市の2市町であった。
- ・生息確認箇所数は19箇所であったが、分布範囲としては、大きく分けて3つの地域であった。
- ・生息が確認されたのはいずれも水田用水であり、昔ながらの土水路と植物帯、水田との連絡、水位変動、なきに等しい流速など特殊な繁殖・生息条件が必要であると推測される。
- ・生息地において、ほ場整備や河川整備など的人為的改変が続いている。

## 2 保護対策について

- ・生態には不明な点が多く、生息環境が悪化した場合の復元は困難であるため、現存する生息地の環境を維持していく必要がある。
- ・成魚でも他の魚に捕食されやすく、肉食外来魚の影響を受けやすいと考えられることから、本種の存在を脅かす肉食外来魚等が持ち込まれないよう啓発が必要である。
- ・本種の希少性に着目している飼育マニアが存在することから、捕獲や生息地への不用意な立ち入り等、個体群の持続に影響を及ぼすおそれのある行為を防止する必要がある。

## 3 指定について

- ・工事による生息環境の悪化が本種の生息に影響を与えているため、条例指定して周知徹底を図ることで、行政間の情報共有が図られ、工事における本種保護のための配慮が期待される。

## カワバタモロコの保護推進指針(案)

### 1 保護の目標

本種は主に土水路等の原始的な水路に生息し、増水時に水に浸る草地や水路と連絡のある水田等で産卵すると考えられるが、分布や生態については未だ不明な点も多い。その解明を進めるとともに、本種の生息に必要な環境の維持・改善及び捕獲等の防止策を講じることにより、本種が自然状態で安定的に存続できる状態になることを目標とする。

### 2 保護の推進に関する方策

#### (1) 生息状況等の把握・モニタリング

- ・本種の分布や生態については不明な点が多いことから、生物学的特性、本種を取り巻く生態系の構造の解明、個体群の維持に影響を及ぼすおそれのある要因の把握のための調査・研究を進める。
- ・既知生息地での生息状況を把握するために個体数の確認、生息環境等に関する調査の継続実施、情報の蓄積を行う。生息地の破壊を防ぐため、調査は、投網、セル瓶、定置網への追い込み等、定量的かつ個体群への影響が小さい方法で行い、なるべく繁殖期および稚魚の時期は避ける。
- ・本種は水位等の条件によっては周辺へ移動分散すると考えられることから、既知生息地周辺での新たな生息地の調査を進める。

#### (2) 生息地における生息環境の維持・改善

- ・本種の生息数は著しく減少していると考えられる。これらの原因の究明及び生態学的特性を踏まえ、生息環境の維持・改善のための効果的な対応策を検討する。
- ・生息地及びその周辺地域での土地改変や河川改修の実施に際しては、本種の生息に必要な環境条件を確保するための配慮が払われるよう努める。

#### (3) 人工繁殖及び個体の再導入

- ・本種は飼育下で比較的容易に個体数を増やすことができる。可能な限り自然環境下での維持増殖を図ることとするが、必要に応じて、飼育下や閉鎖的な池などで人工繁殖を行う。
- ・必要に応じて、再導入による個体数の増加を図る。再導入は生息環境を整えたうえで行うこととし、遺伝的かく乱を防止するため、原則として他地域からの個体の持込みは行わない。

#### (4) 生息地における捕獲等の防止

- ・本種の減少の原因の一つとして、業者やマニアによる捕獲が考えられることから、捕獲や生息地への不用意な立入等、個体群の持続に影響を及ぼすおそれのある行為を防止するため、生息地（保護推進区）における指定希

少野生動植物保護巡視員による監視等を行う。

(5) 普及啓発の推進

- ・保護の必要性、保護に対する取組の実施状況等に関する普及啓発を推進し、本種の保護に関する配慮と協力を呼びかける。
- ・遺伝的かく乱の防止のため、他地域からの個体が無計画に持ち込まれないよう、啓発に努める。
- ・本種の存在を脅かす肉食外来魚等が持ち込まれないよう、啓発に努める。
- ・地域の自主的な保護活動の展開が図られるよう努める。ただし、生息地等の情報の取扱いには十分注意し、乱獲等を誘引することがないように配慮する。
- ・本種の産卵地である増水時に水に浸る草地や水路と連絡のある水田等は人為的活動によって維持されている部分もあり、人と自然環境の関わりを示す自然環境学習の場や自然保護啓発の場としての活用を図る。

### 3 保護の推進に関する重要事項

(1) 生息地の維持管理

- ・本種の生態には不明な点が多いため、生息環境が悪化した場合の復元は困難である。このため、現存する生息地の環境が維持されるよう、関係者に対し、生息地保全への配慮と協力を呼びかける。

(2) 効果的な事業の推進のための連携の確保

- ・捕獲及び生息環境の悪化等により本種の生息が脅かされないよう、本種の生息地を管理する地元行政機関、専門的な立場から必要な啓発・調査・助言等を行う希少野生動植物保護専門員、生息地を巡回しその捕獲を防止する指定希少野生動植物保護巡視員、実質的な保護の主体となる地域住民等との連携を図る。

岡山県希少野生動植物保護条例（平成15年12月19日岡山県条例第64号）

（抜粋）

（指定希少野生動植物の指定）

第八条 知事は、希少野生動植物のうち特に保護を図る必要があるものを、指定希少野生動植物として指定することができる。

2 知事は、前項の規定による指定（以下この条及び次条第一項において「指定」という。）をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

3 前項の規定による公示があったときは、利害関係人は、当該公示の日から起算して十四日を経過する日までの間に、知事に指定についての意見書を提出することができる。

4 知事は、指定について異議がある旨の前項の意見書の提出があったときその他指定に関し広く意見を聴く必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。

5 知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

6 知事は、指定をするときは、その旨を告示しなければならない。

7 指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。

8 知事は、指定希少野生動植物の個体の生息又は生育の状況の変化その他の事情の変化により指定の必要がなくなったと認めるとき又は指定を継続することが適当でないと認めるときは、指定を解除しなければならない。

9 第二項から第七項までの規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。

（保護推進指針）

第九条 知事は、指定をしようとするときは、指定希少野生動植物の保護の推進のための指針（以下「保護推進指針」という。）を定めるものとする。

2 保護推進指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 指定希少野生動植物の保護の目標

二 指定希少野生動植物の保護の推進に関する方策

三 前二号に掲げるもののほか、指定希少野生動植物の保護の推進に関する重要事項

3 知事は、保護推進指針を定めるに当たっては、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、保護推進指針を定めたときは、これを一般の閲覧に供しなければならない。

5 前二項の規定は、保護推進指針の変更について準用する。



岡山県希少野生動植物保護基本方針(平成16年3月23日岡山県告示第164号)  
(抜粋)

第2 指定希少野生動植物の選定に関する基本的な事項

1 選定要件

指定希少野生動植物については、県内における生息・生育状況が、人為の影響によりその存続に支障を来す事情が生じていると推定されるもので、次のいずれかに該当するものを選定します。

- ア 個体数が極めて少ないか、又は大幅に減少しつつあるもの
- イ 県内の主要な生息地等が消滅しつつあるもの
- ウ 県内の生息地等の生息・生育環境が明らかに悪化しつつあるもの
- エ 商品価値が高いことなどにより過度の捕獲・採取の対象になりやすいもの

2 選定に当たっての留意事項

指定希少野生動植物の選定に当たっては、次の事項に留意します。

- ア 外来種及び本県にごくまれにしか渡来又は回遊しない種は、選定しないこと。
- イ 個体としての識別が容易な大きさ及び形態を有する種を選定すること。
- ウ 県内において保護活動が現に行われ若しくは行われようとしている種又は商品価値が高く捕獲・採取の対象となりやすい種等規制的措置により効果的に保護対策が図られる種を優先的に選定するようにすること。

指定希少野生動植物の選定に当たっては、適切な分布調査を行い、その種の生息・生育状況及び生息・生育のために必要な環境条件を把握します。

3 指定希少野生動植物の保護推進指針

指定希少野生動植物の保護推進指針においては、その種の保護の目標及び保護の推進に関する方策のほかその種の保護推進を図る上で重要な事項を明らかにします。

保護の目標は、維持・回復すべき水準を、保護の推進に関する方策は、生息・生育状況等の把握、生息地等における生息・生育環境の維持・改善、普及啓発の推進等に関する事項を定めることとします。



# 指定希少野生動植物の指定等の手続き

